

9-6 評価

環境影響の評価は、現況調査結果と予測結果を比較し、事業に伴う影響の有無及び大きさに関して、複数案の比較検討等により環境影響が回避・低減されるかどうかを評価するほか、環境基準、指針値等と比較し、事業実施による影響がどの程度となるかという視点からも評価する。

指針値等との比較検討においては、環境保全機能が現況と比較して機能低下していないか、有害物質による土壌汚染が、人、家畜の健康の保護と生態系の保全にとって必要な水準を越えないかといった観点からの検討を行う必要がある。

また、事業を実施しなかった場合の環境影響を必要に応じて評価する。この場合の影響とは、事業を実施しなかった場合の計画地域、周辺地域、地域環境、地球環境への影響を含めるものとする。

なお、実施中に事前評価で推定された以外の、又はより大きい環境影響が認められた場合には、環境保全対策の追加実施等の措置をとる。

事前影響評価と実際との差異が大きい場合には、新たな事実に基づいて環境影響評価を再度行う。

1 調査結果の解析・評価

(1) 有害物質による土壌汚染

対象地域の土地利用状況によって、下記の基準等と比較する。

ア 土壌環境基準

イ 「土壌・地下水汚染に係る調査・対策指針」に示される含有量参考値

なお、土壌汚染があった場合の対応は、現況調査計画に示した基本方針と検出された汚染の状況から、事業内容への影響を評価する。

(2) 環境保全機能

ア 生産機能

(7) 現況農用地（水田、普通畑、樹園地、草地）

農林水産省の地力保全調査事業で都道府県農業試験場が実施した土壌生産力可能性分級を準用する。

(4) 林業

土壌の種類によって判断する国有林、森林計画対象公有林、民有林等で実施されている「森林の機能別調査実施要領」の基準を準用する。

イ 浄化機能

(7) 有機物分解能：既往データと比較

(4) イオン交換能、リン酸吸収能：土壌生産力可能性分級と比較

(7) 貯水・透水機能：既往データと比較

(エ) 生態系維持機能

3 事業計画へのフィードバック

それぞれの環境保全対策の効果、費用、副次的影響を比較検討し、追加すべき環境保全対策又はその組み合わせを選定し（場合によっては複数の追加環境保全対策案を選定）、対策を実施した場合の環境影響を予測した上で、最善の方法を選定して事業計画にフィードバックする。